

報告第十七号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

令和四年十一月二十二日

江戸川区長 齊藤 猛

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額 (変更増減額)	説 明
建	小松川・平井地域中学統合 校改築に伴う電気設備工事	加瀬電機株式会社 代表取締役 石郷 宗明	2.7.7 (648 日間)	円 498,960,000	今回 4.7.28	円 535,656,000 (36,696,000) (7.4%)	学校機能の充実のため、情報設備、防災設備等の仕様等を変更したこと、工事施工上の効率化のため、電灯動力幹線設備の仕様を変更したこと等による増
	小松川・平井地域中学統合 校改築工事	関東・塚本建設共同企業体 代表者 関東建設工業株式会社東京支店 支店長 松島 輝樹	2.7.7 (648 日間)	円 4,546,300,000	今回 4.9.27	円 4,660,139,000 (113,839,000) (2.5%)	杭工事を行った際に地中障害物に当たり施工中の杭が損傷したため、地中障害物を撤去し、杭を再施工したこと等による増
工 事	江戸川区立二之江小学校改築工事	ナカノフドー・山内建設共同企業体 代表者 株式会社ナカノフドー建設 代表取締役社長 竹谷 紀之	3.6.22 (615 日間)	円 3,041,500,000	今回 4.9.27	円 3,129,918,000 (88,418,000) (2.9%)	山留工事、杭工事及び根切り土工事を行った際に暗渠等の地中障害物が埋設されていたため、試掘調査を実施の上、撤去処分を行ったこと等による増
	江戸川区立二之江小学校改築に伴う電気設備工事	勝田電設工業株式会社 代表取締役社長 西村 聡	3.6.22 (615 日間)	円 363,000,000	今回 4.10.13	円 364,672,000 (1,672,000) (0.5%)	江戸川区立二之江小学校改築工事の全体工程の見直しによる工期変更に伴い、各種経費を変更したことによる増

議決を得た契約の契約変更調書

	工 事 件 名	契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	变更后契約金額 (変更増減額)	説 明
建 築 工 事	江戸川区立二之江小学校改築に伴う機械設備工事	三光・乗田・アイエスアイ建設共同企業体 代表者 三光エンジニアリング株式会社 代表取締役 五十嵐 隆	3.6.22 (615 日間)	円 620,400,000	今回 4.10.13	円 622,567,000 (2,167,000) (0.3%)	江戸川区立二之江小学校改築工事の全体工程の見直しによる工期変更に伴い、各種経費を変更したことによる増